

立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)

個人研究

2020年度研究成果報告書

研究代表者	所属部局・職	氏名
	社会学部・教授	関 礼子 印
研究課題	中国人強制連行裁判(劉連仁事件)のアーカイブス化とパブリック・ソシオロジー	
研究期間	2020年度	
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 449,562円 / (採択金額) 450,000円	

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフは使用しないこと。)

本研究は、戦後補償裁判を歴史実践の「場」と見立て、「歴史」の社会的生成を検討するもので、パブリック・ソシオロジーから、社会学・民俗学・文化人類学に拡張されつつあるパブリック・ヒストリー研究への接近を試みる。日中の戦争遺留問題とされ、日本の裁判所で争われた戦後補償裁判は、強制連行、慰安婦、南京虐殺、731部隊、遺棄毒ガス・砲弾被害、平頂山事件など多岐にわたる。しかし、裁判での陳述や証拠として提出された当事者の証言(オラル・ヒストリー)等はアーカイブス化されておらず、戦争遺留問題がどのように語られ、何が裁判の争点になったかを検証する書面等に触れることが難しい状況にある。そこで本研究では、戦争遺留問題を社会問題化してきた戦後補償裁判の訴状、準備書面、判決や提出された証拠、意見書などの資料をアーカイブス化するとともに、「歴史」の形成過程について検討した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[劉連仁裁判] [パブリック・ソシオロジー] [歴史のためのコモンズ]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)**【研究目的】**

戦後補償裁判の判決はデータベースなどで見ることができるが、訴状や準備書面、証拠説明書や意見書など、原告・被告双方の主張や立証の内容は、刊行された書籍などで部分的に示されるのみである。資料の散逸等によって、裁判という歴史実践のプロセスが検証できなくなることが憂慮される。

そのため、中国人強制連行裁判を担った弁護団は、資料一式を中国の資料館に寄贈することを検討している。日本における歴史実践の成果が、日本で見る事が出来なくなるということは、「歴史の損失」である。日本での裁判の終了後に中国での裁判提訴の動きが続くなど、戦争遺留問題は将来的にも解が求められる状況にあり、将来的にも歴史を検証しうる裁判資料のアーカイブス化は重要な課題である。

本研究の目的は、第一に、中国人強制連行裁判の嚆矢となった劉連仁事件の裁判資料アーカイブス化を目的とし、第二に、＜加害一被害＞をめぐる法的責任の有無ではなく、裁判によって認定された事実を明確にしていくことにあった。また第三に、劉連仁事件が一連の中国人強制連行事件のなかで、いかなる位置づけとなっているかを考察することであった。

【劉連仁事件の位置づけ】

1990年代半ば、中国人戦争遺留問題に関し、日本の法曹家が協働して戦争被害者の調査を行い、次々に裁判が提訴された。調査のなかで最も多く聞き取りしたのが強制連行・強制労働の被害であった。日本では中国人戦争被害賠償請求事件弁護団が組織され、最初に、劉連仁事件（東京第一次訴訟）が提訴された。

劉連仁事件は、1944年に北海道・明治鉱業昭和鉱業所に連行されて石炭採掘をし、終戦間際に逃亡、13年にわたって山中で逃亡生活を送ったのちに発見された。劉連仁は日本のみならず中国でも有名な人物であり、この裁判を嚆矢として、1997年の東京第二次訴訟、また全国での裁判提訴へと続いていく。

これら裁判では、以下の諸点に着目して調査研究を行った。

- ① 歴史の掘り起こし過程……戦後 50 年を経て強制連行の裁判が提訴された（1995 年～2006 年）。どのようにして戦後補償問題が各地で提訴されるに至ったのか。
- ② 認定された事実の分析……裁判で何が事実として提示され、判決は何を事実認定したのか。裁判の中でこれまで公表されていなかった文書史料が出てきた。そうした文書史料や当事者・関係者らの証言を用いた立証のうち、判決では何が否定され、何が事実認定されたか。
- ③ 「和解」の位置づけの明確化……なぜ敗訴したにもかかわらず企業との和解が行われる事例が生まれたのか。広島安野訴訟では 2007 年の最高裁判決は原告が敗訴したが、最高裁判決付言に基づき、2009 年に西松組と和解が成立している。西松組は東京第二次訴訟（原告敗訴）でも 2010 年に和解している。京都大江山訴訟では、大阪高裁で裁判係争中に日本冶金が和解に応じている。なぜ裁判が敗訴したにもかかわらず、和解に応じる企業が出てきたのか。
- ④ 原因企業の性格の明確化……提訴された企業はどのような企業だったか。提訴された企業のなかには、鉱害・公害の原因企業や労災・職業病の原因企業として別の裁判でも訴えられた企業が含まれている。資料のアーカイブス化をすすめ、労災・職業病・公害・環境汚染の連続性／不連続性について考察する。
- ⑤ 戦争に関するローカル・メモリーの調査分析……当該問題発生地域ではどのように中国人強制連行問題は記憶されているのか。各地でモニュメントの建立が行われ、周年イベントも行われている。加えて、劉連仁事件では、発見された当別町で「劉連仁生還記念碑を伝える会」が結成されている。これらローカルな記憶について考える。

研究成果の概要 (つづき)

以上の論点のうち、①～③について、オンライン・シンポジウムでご報告いただき、議論した。

【歴史の掘り起こし過程】

1990年代は戦争の歴史認識がクローズアップされた時期である。対韓国の戦後補償を問う裁判が相次いで提訴された。1993年の全国戦没者追悼式では、細川首相が戦争の侵略性と反省、謝罪を表明した。しかし、翌年には羽田内閣の永野茂門法相が、「南京大虐殺はでっちあげ」と発言し、波紋が広がった。歴史認識をめぐる揺れるなか、中国人戦争被害賠償請求事件弁護団が組織されていく。

【裁判での事実認定】

劉連仁事件では、地裁で強制連行の歴史的な事実が認定され、その判断は上級審でも覆されていない。

【「和解」の位置づけ】

広島安野最高裁判決の「付言」は、個別の請求について、企業側が自発的に被害の救済に向けた努力をすることが期待されると示した。この付言に基づいて和解に応じる企業が出てきた。当該企業をめぐる社会状況や、企業の事業戦略、イメージ戦略が和解を合理的選択にした。他方で、和解に応じていない企業は、国の「解決済み」という姿勢に追随した消極姿勢をとっている。

④については、劉連仁事件を対象とした本調査研究では完結しないため、引き続き研究テーマとして取り組んでいきたい。

⑤については、現地での調査を実施し、資料収集を行った。

【現地調査研究の概要】

劉連仁裁判については、裁判資料のアーカイブス化に向けて、裁判所に提出された証拠資料リストの整理を行い、裁判に主としてかかわった弁護士らへの聞き取り、劉連仁が発見された当別町において活動している「劉連仁生還記念碑を伝える会（伝える会）」に聞き取り調査を行った。

当別町での劉連仁生還記念碑は、1) 町民の自発的な動きで建立されたものである、2) 生還を記念してつくられた唯一の碑である、というところに特徴がある。

「伝える会」の前身は「劉連仁さんを当別に迎える会」（1990年発足）である。発見者の袴田清治氏が互いに元気なうちに当別に招待したいと手紙を送り、当別町と劉連仁氏との交流が実現する。会は「劉連仁生還記念碑」建立委員会になり、現在の「伝える会」に引き継がれる。

発見・帰国（1958）から30年余を経て、当別町で劉連仁氏との交流活動が行われたのは裁判とは別の文脈であった。劉氏が帰国した船で、入れ替わりに中国から帰国した女性が、劉連仁氏発見当時に興味を持って聞き取りを始めたのが契機となった。「劉連仁生還記念碑」の建立後、碑は当別町に寄付されたが、「伝える会」は記念碑が建つ敷地の整備や訪れる人の案内などを行っている。その活動は、行政に頼らなくてもできることを、気持ちを込めて、身の丈の活動を途切れさせずに続けていくことが重要だと語られた。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

図書

『中国人戦争被害裁判資料集成1 強制連行・強制労働事件 劉連仁訴訟』(全1巻+別冊)、2021年刊行予定、すいれん舎。

シンポジウム

オンライン・シンポジウム (2020年12月12日)

「戦争の歴史に向き合う～中国人強制連行裁判(劉連仁裁判)資料集刊行にあたって～」